

農の広場

登米市農業委員会だより

第21号

平成29年6月



自然にも人にも優しい農業経営を目指して！

すがわら たつのり
迫町 菅原 達徳さん

父母と3人で水稲5品種、ハウス・露地で野菜約10種類、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」に登録し栽培しています。

平成27年12月に待望の子供が生まれました。緑色の野菜が大好きでモリモリ食べている姿を見ると、これまで以上に「からだに安心な野菜や米を作ろう！」と農作業に力が入ります。

これからも仲間と一緒に自然にも人にも優しい農業経営を持続し、進化・発展させていきたいと考えています。

担当：三塚委員

平成28年度 遊休農地状況

平成28年度も農地利用状況調査（農地パトロール）を行いました。
その結果、昨年度より遊休農地が減少しています。

| | 荒廃農地(再生可能) | 山林原野化 | 合計 |
|-----|------------|----------|----------|
| 迫町 | 18.1 ha | 28.8 ha | 46.9 ha |
| 登米町 | 3.6 ha | 19.0 ha | 22.6 ha |
| 東和町 | 16.2 ha | 43.2 ha | 59.4 ha |
| 中田町 | 9.3 ha | 13.4 ha | 22.7 ha |
| 豊里町 | 6.0 ha | 13.9 ha | 19.9 ha |
| 米山町 | 7.3 ha | 21.0 ha | 28.3 ha |
| 石越町 | 3.8 ha | 5.3 ha | 9.1 ha |
| 南方町 | 5.3 ha | 5.3 ha | 10.6 ha |
| 津山町 | 7.1 ha | 26.5 ha | 33.6 ha |
| 合計 | 76.7 ha | 176.4 ha | 253.1 ha |



平成28年度 農地許可申請の審議実績

| | 農地法第3条 農地を耕作する目的で、所有権を移転、賃借権を設定並びに使用貸借権を設定しようとする場合の許可申請 | 農地法第4条 農地の所有者が、自分が使用する目的で農地を農地以外に転用する場合の許可申請 | 農地法第5条 農地の所有者以外の人、法人などが、農地を農地以外に転用する場合の許可申請 | 農業経営基盤強化促進法第18条 「農用地利用集積計画書」に基づいて、農地の所有権移転や利用権などを新たに設定しようとする場合の申請 | 合計 |
|-----|--|---|--|--|----------|
| 迫町 | 3,557 a | 105 a | 242 a | 7,226 a | 11,130 a |
| 登米町 | 1,514 a | 49 a | 24 a | 3,692 a | 5,279 a |
| 東和町 | 1,112 a | 29 a | 590 a | 8,499 a | 10,230 a |
| 中田町 | 1,090 a | 64 a | 246 a | 2,318 a | 3,718 a |
| 豊里町 | 443 a | 14 a | 99 a | 1,793 a | 2,349 a |
| 米山町 | 3,913 a | 56 a | 228 a | 9,896 a | 14,093 a |
| 石越町 | 119 a | 16 a | 44 a | 1,882 a | 2,061 a |
| 南方町 | 1,597 a | 5 a | 156 a | 4,041 a | 5,799 a |
| 津山町 | 2,737 a | 20 a | 208 a | 15,058 a | 18,023 a |
| 合計 | 16,082 a | 358 a | 1,837 a | 54,405 a | 72,682 a |
| 件数 | 267 件 | 33 件 | 179 件 | 807 件 | 1,286 件 |

※登米市農業委員会で許可などを行った面積になります。

みなさんからの 質問コーナー

質問：田んぼに、大豆が植えられているのをよく見かけますが、どれ位作付けされているのですか？

回答：登米市では水田の面積の9.3%にあたる約1,453haに大豆が作付けされています。

生産調整（減反）により米作を行っていない水田を利用して、大豆などの転作作物を栽培しています。

大豆の主な種類はタチナガハ、ミヤギシロメ、タンレイになります。

お店で、登米市産大豆を使用した味噌、納豆、油あげ、豆腐を見かけたら、ぜひ食べてみてください。

資料：登米市水田農業ビジョン



現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

現況届は忘れずに提出を!

現況届が届く時期は…

現況届の用紙は、5月末頃に直接受給権者ご本人あてに送付されています。

現況届の提出時期は…

現況届は、受給権者ご本人が、現況届に署名・記入して6月30日までに総合支所又は農業委員会に提出してください。

現況届の提出を忘れると…

現況届の提出がないときは、11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

農業者年金の経営移譲年金・特例付加年金や農業者老齢年金を受給されている方は、現況届をあなたの住所地の総合支所又は農業委員会に必ず提出してください。



経営移譲年金・特例付加年金を受給している方については6つの項目の自己チェックに記入漏れがないか、ご確認ください。記載事項に同意の上、自署してください。

様式

農業者年金受給権者現況届 (折ったり、汚したりしないでください)

平成29年6月30日までにあなたの住所地の農業委員会にご提出ください

1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック 2. 「受給権者の欄 (氏名等)」をご記入ください

あなたご自身について、以下の1~6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください

| | | | |
|---|--|----|-----|
| 1 | あなたご自身が農業を営んでいますか | はい | いいえ |
| 2 | あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか | はい | いいえ |
| 3 | 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等をしたか | はい | いいえ |
| 4 | あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか | はい | いいえ |
| 5 | あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか | はい | いいえ |
| 6 | あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか | はい | いいえ |

(注) 上記、自己チェックの記入が漏れている場合、現況届は受理できませんので、ご注意ください

受給権者の欄

農業所得の納税申告名義等、左記4~6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します

| | | | |
|---------|-----------------|---|-----|
| 氏名 (自署) | | | |
| 生年月日 | 大正・昭和 | 年 | 月 日 |
| 住所 | 都道府県 | | |
| | 電話番号()-()-() | | |

ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入される場合は、下記の「代理人の欄」も記入してください

代理人の欄

| | | | |
|----|-----------------|----------|--|
| 氏名 | | 受給権者との関係 | |
| 住所 | 電話番号()-()-() | | |

支給停止事由に該当する場合、この現況届用紙は提出せずに支給停止事由該当届を提出してください

農業者年金に加入して老後の生活を安心サポートしましょう

- 政策支援加入で保険料の国庫補助が受けられます。(要件があります)
- 確定拠出型のため安心な年金制度となっています。
- 保険料は全額が社会保険料控除され節税になります。
- ライフステージに応じて保険料を変更することができます。

農地・農業者年金等に関するご相談は、登米市農業委員会へお問い合わせ下さい。
登米市役所中田庁舎1階 ☎0220-34-2317 メールアドレス noui@city.tome.miyagi.jp

頑張っている農業者

あらかき たかひろ
中田町 荒木 孝広さん

認定農業者の荒木さんは、中田町の浅水で繁殖牛6頭と水稲15ha、ホールクroppと飼料米7ha、飼料作物を60a、ネギを40a作付けしています。水稲は、ひとめぼれ、ササニシキ、つや姫、みやこがねの4品種を栽培しています。

12年前、父親が病気にかかったため、勤めていた会社を退職し就農しました。もともと農業が好きだったので、抵抗無く取り組めたそうです。

3人の子供に恵まれ、老後のため35歳前に農業者年金に加入し、政策支援を受けています。

経営面積も増えてきたので、今後は楽しくケガ無く出来れば良いと話してくれました。 担当:及川委員



夏秋どりイチゴ「すずあかね」を栽培しています

ちば たかひろ
米山町 千葉 貴洋さん

千葉さんは大学を卒業すると同時に、母がやっていた施設園芸の水耕栽培に取り組みました。小さい頃から手伝いをしていたのでなんの抵抗もなく就農することが出来ました。

現在48アールの施設で、平成22年より夏秋どりのイチゴを栽培しています。おもに業務用として販売されており、製菓店で自分が作ったイチゴが乗ったケーキを見ると、とてもうれしくなります。

これからも良いイチゴづくりのため、仲間同志の技術の研鑽を図りたいと話してくれました。

担当:高橋委員



平成28年度農業委員会だよりコンクール 特別賞受賞



一般社団法人宮城県農業会議から表彰されました。

編集委員

- 委員長 鈴木 泰子
副委員長 及川 さよ子
委員 高橋 武雄
佐々木 清彦
北條 茂雄
三塚 芳毅
芳村 忠市

新緑の美しい季節になりました。農業委員会もいよいよ七月からは新体制になります。市民の皆様には何かとご迷惑をお掛けするかもしれませんが、ご理解とご協力をお願いします。

季節も、環境も、そして世界も動いている中、何かと取り残されぎみな農業者ですが、前を向いてしっかりと、ゆっくり歩んでいきたいと思うこの頃です。

皆さんも時代に流されずに空を見上げて、風を感じて生きてみませんか。

鈴木委員

編集後記